



【契約弁護士の皆さまへ】

法テラス

「ケース会議 支援制度」のご案内

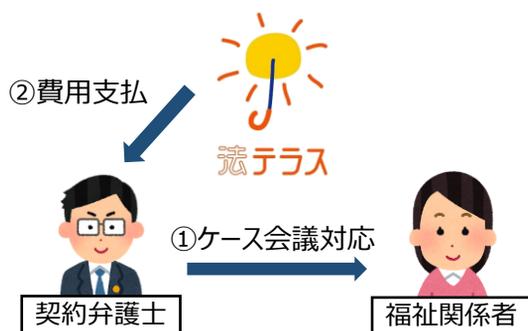


法テラス京都

050-3383-5433

平日9時～17時

1. 制度概要



- 弁護士が、福祉機関等の主催するケース会議に参加するための費用（報酬・出張手当・旅費）を法テラスが援助する制度です。
- 対面のほか、電話・オンラインによるケース会議にもご利用いただけます。
- 対象は下記3の要件を満たすケース会議です。
- 本制度は、令和5年度末までの制度です。

2. 援助内容（金額はいずれも税抜表示）

（1）報酬

会議対応時間

1 時間未満： 5,000円

1 時間以上： 10,000円

（2）出張手当

往復移動時間

60分を超え90分以下： 5,000円

90分を超え180分以下： 10,000円

180分を超える： 15,000円

（3）旅費

直線距離または実費額に基づく算定

取り扱いは、民事法律扶助業務運営細則第13条に準じる

※同一機会に複数のケース会議に対応した場合は、その対応時間の合計を会議対応時間として、報酬算定します。

※電話・オンラインによるケース会議を実施した場合の通信費は援助の対象外です。

※出張手当における「往復移動時間」とは、担当弁護士の事務所からケース会議を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に、通常要する往復時間を言います。

※同一機会に法テラスの各種制度（民事法律扶助、情報提供、法教育等）を担当した場合は、支払額の調整がなされます。

3. 支援の要件

①対象機関

京都府内の
・福祉事務所
・地域包括支援センターなど

②申込

下記期間内に
申込受付が必要です。

令和8年3月1日

～

令和9年2月28日

③対象のケース会議

- 本人の利益を図る目的で実施する個別会議であること
※特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
※参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
- 法テラスの実施する他の法律相談援助の利用によることが適当でないこと
(例)
客観的には支援が必要であるが、現時点では本人が法律相談を拒否しており、福祉関係者同席の法律相談を行うことは困難である場合。

4.ご利用方法

Step0. 必要な事前手続（※1度手続きされれば次回から省略）

- 民事法律扶助契約の締結（法人契約の場合は法人担当者の届出も必要）
- ケース会議弁護士派遣モデル事業利用届出書の提出【様式1】

Step1. 弁護士持込による申込

- 弁護士持込による法テラス京都に対する申込【様式2】
福祉機関の申込意思を確認した上で、弁護士が申込手続を行ってください。
- 法テラス京都において、支援要件を満たすかの確認

Step2. 日程・場所の調整

- ケース会議実施の日時・場所の調整
調整は、担当弁護士と福祉機関担当者との間で直接行ってください。

Step3. ケース会議実施

- 対応時間の記載と福祉機関担当者の署名【様式2「2実施」欄】
ケース会議に対応した事実及びその対応時間を証するため必ず記載してください。
なお、電話・オンラインでケース会議を実施した場合は、担当弁護士が対応時間を記載し、署名欄に「電話会議」又は「ウェブ会議」と記載してください。必要に応じ法テラスから福祉機関等に確認をさせていただきます。

Step4. 報告

- 法テラス京都に対するケース会議実施報告等【様式2・3】
ケース会議に対応した日から1ヶ月以内（令和6年2月29日を超える場合は、同日まで）に、【様式2】の所定の事項を記載して、法テラス京都宛に提出してください。
なお、出張手当・旅費を請求する場合には、併せて同請求書【様式3】の提出も必要です。

Step5. 報酬等支払

- ケース会議実施報告等【様式2・3】を確認後、報酬等支払
必要に応じて、担当弁護士に対して追加報告を求めることがあります。